平成２６年（フ）第２３４号
茨城県坂東市神田山1452番地９
債務者　加藤　　猛
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８７号
群馬県桐生市菱町２丁目1774番地の11
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３０４号
山梨県甲府市下飯田１丁目５番８号　向山住宅、前住所山梨県甲府市池田２丁目２番３号
債務者　佐野つるよ（旧姓樋上）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８１号
岐阜県関市巾３丁目166番地３　アネックス101
債務者　石建サービスこと　石黒　慎吾
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３８２号
岐阜県関市巾３丁目166番地３　アネックス101
債務者　石黒　美佳
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３９２号
岐阜県本巣市浅木３番地９
債務者　黒畑　タミ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１８８号
三重県鈴鹿市土師町1313番地の１　フォーブルドーリンアンＢ棟201号、前住所三重県鈴鹿市西玉垣町１番地の９
債務者　森　　道昭
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６３号
滋賀県長浜市三ツ矢町６番８号
債務者　加藤　珠美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
奈良県大和高田市大字根成柿28番地１、前住所奈良県橿原市東坊城町380番地　県住坊城団地７棟401号
債務者　岡　浩太郎
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目20番12号
債務者　坂倉　明文
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８２号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目11番３号
債務者　斎藤　　茂
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１号
愛媛県新居浜市高津町８番125号、住民票上の前住所愛媛県新居浜市南小松原町９番511号
債務者　安倍　有希
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４８号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番５号、住民票上の住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目５番４号
債務者　寶　　啓文
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第３７１号
高知県南国市大埇甲1639番地３　コーポあかね202
債務者　熊澤　恵美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０５号
宮崎市平和が丘西町34番地２　市営住宅91棟６号、前住所宮崎市大字芳士198番地２
債務者　平島　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３０６号
宮崎市恒久１丁目４番地15　奥野アパートＢ棟202号
債務者　藤岡みよ子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
宮崎地方裁判所破産係